

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和8年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(以下「法」という。)の規定に基づき、母子家庭・父子家庭等で養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的として支給される手当であり、児童を養育している者(父母または養育者)からの申請によって支給している。 ■特定個人情報を使用する事務 ①法第6条に基づく受給資格および手当額の認定の請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく手当額の改定に関する事務 ④法第16条に基づく未支払の手当に関する事務 ⑤法第28条に基づく届出に関する事務 ⑥施行規則第3条に基づく届出に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給資格者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17の項、20の項、42の項、53の項、76の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者部 子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部 県民活動生活課 県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 子ども若者部 子ども家庭支援課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3554
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者部 子ども家庭支援課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3554
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	事後	
平成28年4月1日	評価実施期間における担当部署	健康医療福祉部 子ども・青少年局 局長 勝身 真理子	健康医療福祉部 子ども・青少年局 局長 西川 直治	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	事後	
平成30年4月1日	評価実施期間における担当部署	健康医療福祉部 子ども・青少年局 局長 西川 直治	健康医療福祉部 子ども・青少年局 局長 南 圭子	事後	
平成31年3月29日	評価実施期間における担当部署	健康医療福祉部 子ども・青少年局局长 南 圭子	健康医療福祉部 子ども・青少年局子ども・青少年局長	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへ	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへ	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	[○]提供・移転しない	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	—	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・開発	—	特に力をいれている	事後	様式の変更による
平成31年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合企画部 県民活動生活課 県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	事後	組織名の変更
令和2年8月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和3年9月9日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項および116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第19条、第35条、第36条および第44条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第31条	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項および116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第19条、第35条、第36条および第44条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第31条	事後	番号法の改正による
令和8年1月20日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康医療福祉部 子ども・青少年局 子ども・青少年局長	子ども若者部 子ども家庭支援課 子ども家庭支援課長	事後	組織名の変更
令和8年1月20日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康医療福祉部 子ども・青少年局	子ども若者部 子ども家庭支援課	事後	組織名の変更
令和8年1月20日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康医療福祉部 子ども・青少年局	子ども若者部 子ども家庭支援課	事後	組織名の変更
令和8年1月20日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年8月1日 時点	令和8年1月20日 時点	事後	時点修正
令和8年1月20日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	様式の変更による
令和8年1月20日	Ⅳ リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	特に力を入れている	事後	様式の変更による